

戦国期における土豪同名中の成立過程とその機能：
近江国甲賀郡を事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-01-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長谷川, 裕子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/9496

戦国期における土豪同名中の成立過程とその機能

— 近江国甲賀郡を事例に —

長谷川 裕子

はじめに

これまでの研究の中で、戦国期の領主権力は、所領保全を基本的目的とした個々の領主や庶子を、同列に一つの「家」の被官として取り込むことで「家中」を成立させると同時に、排他的・一元的支配領域である「領」を形成した、室町期までとは異なる構造を持つ権力と捉えられている。また、その後の地域権力論の進展により、戦国大名や国衆、惣国一揆は当該期に並存する地域権力であったと位置づけられ、特に近年では戦国大名に従属していた国衆についても戦国大名と同質の権力であったことが解明されている。そうした中で、惣国一揆についても、所領保全を目的

とした領主の一揆という側面において基本的に戦国大名と同質の権力であり、そこでの両者の違いは戦国大名が一個の「家」を中心に「家中」を形成した権力であったのに対し、惣国一揆が強力な「家」への結集ではなく個々の領主層の連合であった点のみであると捉える見解が出されている。

さらに近年では、民衆の視点から当該期社会を捉えようと試みる村落論の進展にともない、村落論をふまえた戦国期権力論が展開されてきている。すなわち、戦国大名に代表される戦国期権力は、村落を直接の支配単位とし、当時の社会状況、特に在地社会で展開される様々な紛争に対応する権力として、室町期社会の中から新たに生み出されてきたものと位置づけられているのである。具体的には、戦

国大名や統一政権は「目安」制によって村落の自力による相論解決を抑制して、権力への直接訴訟による解決を目指した権力であるとした上で、戦国期権力が村落間相論までを自ら解決すべき問題としてとりあげた点に権力の画期性をみいだしている。現段階では、戦国期権力の特質は自力の凍結により領国内の「平和」を実現した、紛争調停機能にあったという捉え方が一般化しつつある。

しかし、近年の地域権力論においても、このような戦国期権力がなぜ室町期社会の中から生み出されてくるのか、という問題については具体的に追究されてはいない。それは戦国期権力の研究が、確立した戦国大名や豊臣政権を主な分析対象とし、その前提となる戦国期権力の成立過程やその要因に関する分析を欠いているためである。先に述べたように、これまでもこの問題に関しては、排他的・一目的所領の形成や「家中」の成立といった事象とともに追究されている。しかしこれらの研究は、地域権力の成立要因を個々の領主同士の所領支配をめぐる対立にあってきたとする、いわば領主側の志向・視点からの位置づけであり、ここでは支配される側の村落の実態はふまえていない。だが、村落論の成果により、村落を単に領主による支配の対象とのみ捉えられない現段階においては、領主同士の所領支配をめぐる対立の要因も、中世後期の在地動向や村落

の実態を視野に入れて追究すべきであり、また地域権力の成立要因もその中からみいだすべき問題であると考ええる。

したがって、地域権力論における現在の課題は、戦国期になって村落を基盤とした地域権力が確立してくる過程やその要因について、当該期の村落の実態をふまえて追究することにあるといえよう。「家」権力の成立要因を考える上では、権力成立の指標である「家中」の成立要因を解明することが不可欠であるが、それについてはすでに別稿において家中相論の実態・要因の検討から追究を試み、村落間相論から領主間相論へと発展する中世後期の深刻な社会状況が、個々の領主をより強力な領主権力へ結集させ、家中を成立させた一つの原動力であったことを指摘した⁵⁾。戦国期の「家」権力の成立については、今後も具体的な事例から検討すべき問題であるが、その上でさらに課題とすべきは、戦国期に「家」権力とともに並存していた惣国一揆の成立過程や権力的性格の解明にあると考える。

惣国一揆権力の内実についての追究は、これまで階級闘争史観から一揆構成員の階層および一揆の目的の解明を中心に論じられ、「国人層の反守護闘争」や「小領主と農民の統一戦線」⁶⁾、「共通の利害に対処するための領主の一揆と地下の一揆の一时的連合」⁷⁾等と位置づけられている。しかし、近年村落論をふまえた「家」権力論が進められてきて

いるのに対して、惣国一揆論についてはほとんどなされて
いないといえる。個々の領主の連合体は、「同名中」とい
う同族結合を原初的・基本的な形として形成され、そうし
た同名中がいくつか結合することで惣国一揆を形成してい
た。そうすると、惣国一揆の権力的性格やその成立過程・
要因を考えるためには、まずはじめに惣国一揆の基礎単位
である同名中をとりあげて、その構造や成立過程、またそ
の要因を分析する必要があるといえる。

そこで本稿では、近江国甲賀郡を事例として、この課題
を追究する。近江国甲賀郡は、戦国期において土豪が同名
中組織を形成した地域として有名であるが、ここでは主に
甲賀郡の土豪層は上級権力に結集せず、独自に同名同士の
連合を作り上げていたことが明らかにされ、また連合の目
的としては特に領内の百姓支配という側面が強調されてい
る。しかし、自律的な村落の実態が明らかとなった現在に
おいては、同名中による支配を単に個々の百姓に対する暴
力的・強圧的な押し込めと、それによる収取の実現と捉
えるのではなく、同名中による村落支配という視点から同
名中の支配の内実を追究していくべきであろう。これらの
問題について、本稿では同名中の構成員である土豪が室町
末期社会において抱えていた問題やその解決法を検討する
ことで解明を試みたいと思う。

一 同名中の構造

これまで、甲賀における同名中の研究は、現在の水口町
宇田を本拠としていた山中氏を中心に研究され、そこでは
同名中とは基本的に惣領・庶子といった一族と、同名入り
した地域の非血縁他氏によって構成された擬制的一族組織
であるとされている。また同時に、同名中組織が同名中構
成員の権益や所領等を相互に保証するための連合であると
捉えられたことにより、土豪層は連合することで何を維持
しようとしていたのかという問題が、土豪層の存在形態や
性格規定の解明とともに主要な課題として設定され論じら
れてきた。これらの論点は、特に彼らの土地所有形態や被
官組織に注目して分析され、土豪層個々、あるいは土豪層
の連合体を小領主と捉える立場からは、同名中組織は村内
の百姓から用水権や所領・加地子収取を維持するために作
り出された連合¹¹経済外強制と位置づけられる一方で、彼
らを南北朝以来の諸職をもつ小規模な在地領主と捉える立
場からは、領域支配を維持するために形成された連合であ
るという見解が対置されている。

このような土豪層の性格規定や同名中組織の捉え方は、
基本的に階級闘争の視角から追究されたものであったとい

える。そのため、用水権・加地子収取権・領域支配権等の権益をめぐる、村落と小領主および在地領主との間の階級矛盾や対立状況を主要な論点として取り上げ、そうした矛盾を解決し土豪層が百姓支配を維持するための組織として同名中という連合体を位置づけるのである。また従来の研究では、同名中組織の治安維持機能や紛争調停機能について指摘されつつも、それらは同名中が百姓・村落に対する支配を維持・強化するために行われたものであるという、いわば副次的なものとして捉えられているに過ぎない。しかし先にも述べたように、村落や百姓を単に権力の支配の対象とのみ位置づけることはできなくなってきたとすると、こうした同名中連合の性格・目的に関する位置づけや、同名中と村落・百姓との関係について再検討していく必要があると考える。

まず、同名中の構造であるが、山中氏の同名中が初めて史料上に現れるのは延徳四（一四九二）年の山中一家中・同名諸氏連署状案である。この史料は、山中氏の本拠である「宇田村之御あと」について、「千代増丸」が「かとく」として継ぐことを、山中「一家中」や同名中構成員が承認するという形で定めているものである。こうした山中氏の実例からは、同名中の惣領の立場や権限とは、同名中構成員の承認という形をもって保証されるものであるとともに、

庶子にとつても惣領を中心に一族として結集することによって自己の存在が保証されていたことが読みとれ、そうしたあり方から惣領・庶子の対等性・平等性をうかがうことができる。次の史料は、このような一族結合のあり方をよく示している。

① 就若宮御神事之儀、両方御相論候て、重御出仕無御座候間、余ニ無御勿躰存、此人致致参会、以起請文無負最偏頗一書にて申条々事、

一、馬場の御わたりの事、如親・祖父之時、そうりやう・そし、によらす、歳次第二打こみに御輿の御供可有御沙汰事、

一、上下によらす、喧嘩口論仕者在之者、於当座則生涯させられへき事、

一、御神事のとき御人数御奔走候て、御出仕可目出度

事、右此条々、無私曲偽之儀、以起請文申入候、万一偽の於申事者、此起請文之御罰各々深厚可蒙罷者也、仍一書状如件、

大永式年壬卯月廿七日 惣（花押）

勘解由左衛門尉殿参

（起請文言中略）

大永式年壬卯月廿七日

土佐入道（花押） 五郎左衛門（花押）

越前入道(花押) 助左衛門(花押)

山城守(花押) 与三兵衛(花押)(後略)

この史料が作られた具体的背景は不明であるが、「両方御相論候て」とあるように、山中同名中内部においてなんらかの相論が起こったことにより、「若宮御神事」が行われなくなっていたことがわかる。ここでの「両方」を一条目にみえる「そりやう・そし」と考えれば、この相論は惣領・庶子間の対立であったと捉えられよう。具体的には、「馬場の御わたりの事、如親・祖父之時、そりやう・そし」によらず、歳次第」とあることから、この時期「若宮御神事」における親・祖父の代からの歳次第の序列という決まりが破られ、おそらく惣領が優位な序列となっていたのではないか。そのため、同名中内部において「上下によらず、喧嘩口論仕」という事態となっていたのであろう。つまり、同名中成立期には惣領・庶子が並列とされ、神事の序列も「歳次第」であったものが、それから祖父・親と代替わりを経た大永二(一五二二)年にはその規定が不分明となったため、庶子を含む同名中構成員が同名中惣領に誓約するという形で、若宮神事の規定を再確認したものと考えられるのである。これによると、同名中組織は彼等の氏神を結集の場とし、氏神の神事を共同で行うことで擬制的な一族結合の存続・強化を図っていたと考えられる。この

ような、共同で祭祀を行うという契約的・平等的な組織である同名中の結合は、突出した惣領に庶子が結集していた戦国期の「家」権力の結合とは、結集のあり方が明確に異なっている。

このような同名中を構成する土豪は、惣領の本拠である宇田を中心としてそれに隣接する酒人や岩坂といった周辺地域に散在していた(山一八九)。こうした同名中が居住する領域は、「領内」や「御領中」と表現されていたが、それは同名中という組織が影響力をもつ範囲であったと捉えられる。このような領域は、同名中の「領内」と認識されるとともに、そこに居住する地下の百姓をも含む領域であり、また「他所」に対する同名中組織固有の領域(排他的領感)でもあった。「他所」とは、当時の甲賀郡には同様の同名中組織が数多く存在したことから、具体的には「美濃部領」(山四一八)といった他氏の同名中領を指していたと捉えられる。このように、戦国期の甲賀郡内では、多くの同名中同士が隣り合うように独自の領域を作り上げていたことがうかがえる。

また、同名中組織は「奉行」や「年行事」(与旋)・「年預」(山二五五・二五六・二五七・二五八)によって運営されていたことが指摘されている。この内「年行事」は、おそらく一年ごとに交代する役職であり、主には同名中内部の

運営的側面を担当していたのではないかと考えられる。一方「奉行」の役割は、他氏同名中との相論の交渉にあたり、その内容を同名中内部へ伝達したり(山一三三八・三五七)、また同名中同士の土地売買において実際にその土地を沙汰しつける(山一三三〇)、というものがみえる。さらに彼らの意見に随わなかった場合には「同名中ヲ違可申」として同名中から排除すると述べられていることから(山一三三八・一三八)、「奉行」の役割とは主に同名中の対外的側面や内部における強制的側面にあつたといえよう。

以上、同名中組織とは、非血縁諸氏を含む擬制的一族結合であり、同名中構成員の居住域を中心に一定度の領域を確立していたことや、その運営には「奉行中」「年行事」が一年交代で実務を行っていたこと、特に「奉行」は同名中における執行機関として同名中構成員に対して強制力を持っていたことを確認した。それでは次に、こうした同名中組織がどのような契機で、また何を解決する組織として成立してくるのか、さらには同名中領内における機能・役割とはどのようなものかについて、章を改めて考察していきたい。

二 同名中の成立と機能

文安五(一四四八)年九月、山中氏は上流に居住する美濃部氏が「甲賀郡柏木郷内河原・同酒人用水」に「新井」を立てたことを幕府に訴えている(山一六一)。この美濃部氏による用水の違乱は同年四月にも行われており、六月に守護使による遵行がなされたばかりであった。しかしその直後、七月に再び新井を立てたため、山中氏は「可及田地荒野」と訴えているのである。六月から七月とは、日照りが続いた年などは特に農業用水が不足する時期に当たり、いかに用水を確保するかが田を耕作する人々にとつては大問題であつた。そうすると、「新井」を問題としていたのは、実際には土地を耕作する者同士であつたといえるが、それに対し美濃部氏は自己が居住する村落の耕作を可能にするために新井を立てることで用水を確保しようと動き、また山中氏も居住村落の訴えを代弁して訴訟を起こしたと考えることができよう。この時山中氏が、直接幕府の法廷に訴訟していることから、山中氏はこの時期自己の権益を保証する権力として幕府を選択していたといえる。

しかし、応仁・文明の乱の勃発後、中央権力の分裂と継続的な戦争状況による幕府―守護体制崩壊にともない、守護が在国して次第に実力をつけていく中で、山中氏は自己の権益を保証する権力として守護を選択するようになっていく。文明一六(一四八四)年六月、山中氏は同名の福長氏

と「河原田みそ」をめぐって相論となり、守護の「奉行所」へ訴えている(「山」一八六)。⁽¹⁹⁾この溝をめぐっては以前にも相論が起こっているが、その時は山中氏側の訴えが聞き入れられ、守護の「御下知」による裁定が下されたことにより、山中氏は在所でその裁定を実行するための近隣諸氏の「証状」による保証をとりつけて解決していた。それに対して、福長方が再び「今度同みそ高せき二仕、さかさまに水於可取由申」してきたために、山中氏は再度守護の法廷に訴えたのである。その訴訟のために、山中氏は「一家面々之証状」を取り集めて「文書箱」に入れて守護方に提出しその裁定を求めている。

ここで注目されることは、「今度彼在所へ水をせき入、弓矢を取かけ候」と、単に福長氏が自己の在所に勝手に水を取り入れただけでなく、それを阻止しようとする山中氏側との間で弓矢を取りかけるという事態になっていることである。こうした用水などの利益をめぐる争い・合戦は、中世後期の村落間相論においてしばしばみられる事態であったことから考えると、この相論も土豪同士の争いとして現出してはいるが、それは単なる彼らの権益争いではなく、根源はその下の村落同士の相論であり、彼らはそれぞれの村落の利害を代表して争っているものと捉えられよう。つまり、元々は村落同士の相論であったものが、土豪同士の

武力をともなった争いへと発展しているのである。こうした利益は村落が再生産を維持するために必要不可欠なものであったため、それを保持するための争いは村落にとっても、またその争いに荷担しなければ自己の取取も確保しえない土豪にとっても深刻なものであった。それゆえに、一旦解決したとしても、またすぐに再発してしまうのである。このような当時の深刻な利益争いは、山中氏が上級権力に訴訟する時に「一家面々」の協力を得たり、またその裁定をもとに「山岡方・多喜中方」といった近隣諸氏の保証を求めていることからわかるように、この時期に至っては幕府および守護によっても容易に解決することはできなかった。そうしたことから、同名中内部で村落における利益争いを根源とした同名同士の相論を抑止しようとする動きが現れてくる。

応仁三(一四六九)年五月、夏の渇水時を前に山中氏惣領が同名の米山氏に「上河原もと用水みそ代、毎年一斗分給候者とらせ可申候」と、溝代を支払うことで用水を確保するという契約を結んでいる(「山」一七三)。ここでは、先的美濃部氏や福長氏のように勝手に水を取るといふ実力行使に出るのではなく、一定の代金を支払うことで用水を確保し、利益をめぐる争いを未然に回避しようとしている。また、そうした契約は、村落を代表する形でそこに居住する

土豪同士の契約として現れてくることが読みとれる。そうすると、幕府の分裂やその後の戦争状況により、用益をめぐる相論を保証する権力が不安定化していた社会状況の中で、用益争いを原因として同名同士が対立・紛争するのではなく、彼らが連合して紛争を回避・解決していこうとする動向が現れ、そうした動きが同名中を形成させる一つの契機になったと考えることができよう。つまり、容易に武力をともなつた実力行使へと発展していく村落同士の争い、そしてそれを代弁する土豪同士の争いの深刻さが、同名中という連合を生み出した一つの要因であつたと捉えられるのである。それでは、そうして成立してきた同名中は、その後どのような機能を果たしたのだろうか。

②一、今度今宿与申構子細者、御領中河原面草事、一儀迄之申事ニ候、就河原面之儀者、向後別条ニ少もにしミこみ六ヶ敷儀申問敷候事、

一、就御領中新儀非例を少も可申覚悟無之候事、

一、今宿与申合、対貴所事を巧、不謂之儀、可申心中

無御座候事、

右此申事、私曲偽在之者、此起請文御爵深厚ニ可罷

蒙者也、仍前書如件、

伊佐野衆

弘治貳年^{丙寅}六月廿日

惣(花押)

太郎左衛門尉殿^②

これは、小佐治を本拠としていた佐治氏同名中の領内における伊佐野衆と今宿衆との「御領内河原面草」をめぐる相論が解決したことに対し、その解決内容を佐治氏の惣領太郎左衛門尉に起請文をもって誓約したものである。この伊佐野と今宿は野洲川を隔てて向かい合う村落であり、特に伊佐野には佐治氏の庶子家である伊佐野氏が居住していた^③。ここでの両者の相論の核心は、肥料として、また牛馬の飼料として必要な「河原面草」^④下草用益の確保にあつた。こうした下草をめぐる相論は、再生産維持に欠かせない用益であるがゆえに、しばしば村落間相論として激しく争われていたことが知られている。そうするとこの相論もそうした村落間相論と同様、伊佐野氏等の土豪層を含む在地の衆惣による用益維持を本質としていたと考えられる。そしてここで、その決着が惣領である佐治氏に起請文で誓約されていることから考えると、両者の争いは同名中としての裁定を求めて訴訟し、それにより解決したものと捉えられる。したがって、同名中とはその成立要因と同様、自己の領内の村落間相論を調停することを機能としていたことがうかがえる。さらに、この事例から、同名中構成員である土豪層は、基盤とする村落の意見を代表して権利主張をすることが、彼らの役割として村落側に認識されていた

のであり、その役割が彼らを土豪として存在させていたと理解しうる。その役割ゆえに、村落間相論は同名中構成員同士の相論へと発展してしまふのである。こうした事例からも、村落間相論の深刻さが、同名中組織を成立させ、在地の問題を調停させた最大の要因であつたといえよう。

また、これら相論の裁定方法は、奉行中が双方の相論当事者からの意見あるいは証拠文書を取り集めた後、「書物何も悉令披見、無負偏頗異見可申候、然上者多分二付異見之儀可相究」と、奉行中が異見を出しその多数決により裁定を下すものであり、またその内容は「存知之衆中より外へ他言申ましく候」と、決して他言してはならないことを起請文で誓約していた(「山」二四五)。このように、相論の裁定は奉行中の厳密な調査に基づいて下されるものであつたために、相論当事者は下された判定に随わなければならず、「同名奉行の異見被請問敷之由被申構候儀、糺明可仕之由御披露候へ共、只今被任奉行中へ異見申候上者、此分にて可有御落居候」と、いくら同名奉行の意見に不満があつても奉行中へ異見を求めた以上はそれに従うように命じられていたのである(「山」三九九)。

以上のことから、同名中組織は、中世後期における村落間相論の激化と、それを裁定していた中央権力の分裂に際し、同名同士が村落間相論を根源とした紛争を、調停によ

って解決しようとして結集したことにより生み出されたものであつたこと、またこうした紛争調停組織を形成することにより、同名中は領内の「平和」を維持し、自己の基盤を安定的に維持しようになつたことが明らかとなつた。また、こうした同名中が形成される根本的要因は、先に述べた「家」権力における「家中」の成立要因と同様であり、その意味で両者は同様の機能をもつ組織であつたといえる。しかし、「家中」の場合は「家」権力への結集であるので、所領の知行化など財政面での当主への一元化が図られるが、同名中の場合は個々に所領を持つ土豪同士の連合なので、家中にみられるような財政面での共同性はない。そのため、同名中は「一揆」的結合形態をとることになり、そこに「家」権力と「一揆」権力の決定的な構造上の違いをみることができる。

三 同名中の掟と動員

村落間相論を含むあらゆる紛争を調停する役割をもつた同名中組織は、具体的に領内に居住する者との間にどのような関係を築いていたのであろうか。それについて、危機的状況下で定められた同名中の掟をもとにみていきたいと思う。永禄一二(一五六九)年一〇月、甲賀郡中惣・伊賀惣

国一揆と同盟関係にあつた伊勢の北畠・長野両氏が、織田信長の伊勢進攻によつて織田方に降伏したことにより、伊勢の近隣に位置していた伊賀および甲賀は地域存亡の危機という軍事的緊張状態となつていた。⁽²⁾ そうした中で、同年一月には伊賀惣国一揆が「惣国一揆掟」を定め、「山」三八六、永禄一三(一五七〇)年三月には、甲賀の大原氏同名中が「同名与掟」を定めている(与掟)。

③ 定同名与掟条々

一、^(第一卷) 他所与地下一揆衆与弓矢喧嘩等出来在之者、

不寄悪中無音、随下知輩迄一味同心^二可為合力事、

一、^(第二卷) 他所与同名之内、弓矢出来之時、不寄悪中無

音、敵方江身寄^二出間敷候、并裏篇内通比興之儀、

仕間敷候事、

一、^(第三卷) 他所与同名衆弓矢喧嘩之時、於鐘鳴者、惣庄

之百姓等至堂僧迄、悉得道具を持可罷出者也、并

当所之内^二在之他所之被官等、其主敵之与にて無

之者、菟角申不罷出候者、其時為本人可為侘事之

事、(中略)

一、^(第六卷) 同名中惣劇^二付而、他所与弓矢出来之時者、手

はしの城江番等人事在之者、各致談合、人数をさ

し入可申候、其時相互^二如在申間敷候事、(中略)

一、^(第八卷) 於地下中、公事出来之時、双方共^二内儀を以モ

被頼候共、連判仕間敷事、(中略)

一、^(第一卷) 於同名中、我人請取沙汰、堅可被停止事、

一、^(第二卷) 荒地にて百姓等自然草を刈、牛馬をはなし候事

候共、可有宥免事、(中略)

一、^(第五卷) 地下同名中并寺庵百姓等迄、家之事ぬすみ焼仕

間敷候事、

一、^(第六卷) 於地下中、偏執遺恨を以、不主知^二札を立申間

敷候事、(中略)

一、^(第三卷) 地下江公事持、被出入候を、其敵方他所より被

待申儀在之者、我人聞懸^二出合、行^二およはす間

敷候事、(中略)

一、^(第二〇卷) 雖為同名、地下仁ありなから一揆之無判形仁躰

者、⁽²⁾合力問敷候事、(中略)

一、^(第三卷) 此一揆之掟之儀、我人取かくし申間敷候、并入

度条数候共、過度条数候共、多分^二付而可相定候事、

右条々堅申合与申上者、不可有相違候、万^一此旨を

相背輩在之者、此掟上卷起請文之御罰一身之上仁深

厚可罷蒙者也、仍一揆与掟之前書如件、

同名中 永禄拾参⁽²⁾年三月廿四日 惣(後略)

この「与掟」は、全部で三二条に及ぶ膨大なものであり、それは主に他所との合戦・喧嘩についてのもの、領内の紛

争裁定・治安維持についてのもの、商人・商業にとりもなう
紛争裁定とその保証についてのもの、領内・他所との訴訟
の処理についてのもの、等の内容に分けられる。ここです
べてを取り上げることはできないため、特に他所との相
論・合戦についての条項と、領内の紛争裁定や保証の問題
についての条項を取り上げて検討したい。

まず第一条では、他所と領内に居住する地下人の一揆衆
が喧嘩となった場合、同名中の下知に随っている者は一味
同心して合力することが定められている。この場合の「他
所」とは、他氏同名中領が想定されると捉えられ、ま
た「随下知輩」とは「地下一揆衆」とは区別される存在で、
具体的には領内の同名中はもちろん、領外に存在する同名
中の下知に随っている者も含まれていたと考えられる。同
様に、第二条では他所と同名の内の誰かが喧嘩となった場
合、その同名と仲が悪いからといって他所の敵方に味方し
てはならないと定め、また第三条では他所と同名中全体が
喧嘩となった場合、惣庄^ニ領内の百姓から堂僧に至るまで、
そして領内にいる他所の被官もその主人が敵方でなければ、
道具を持って罷出てくることを定めている。これらの条文
からは、「地下一揆衆」「惣庄之百姓等至堂僧迄」の喧
嘩に際しては同名中が味方として合力することを約し、逆
に同名中の喧嘩に際しては領内の「地下一揆衆」が罷出て

くるように定めていることが読みとれる。つまり、これは
危機的状況下において想定される他領との弓矢喧嘩という
状況において、いかなるレベルの争いも、領内に居住する
同名中構成員および地下一揆衆^ニ領内百姓等が同名中
「領」として結束することで解決しようとしたものであり、
その場合、日常的に存在していた他領の者との人的関係や
合力関係はいっさい切断されるものであったといえる。

ここで注目されることは、他所衆との間に弓矢喧嘩が起
こった場合、領内に存在する同名中はもちろん、百姓・堂
僧に至るまでが「得道具を持」って罷り出で、「一味同心
ニ可為合力」と定めていることである。そして、それが深
刻化すると「手はしの城江番等入」れて「人数をさし入可
申」きであると述べられており(第六条、領内の者が他所
との弓矢合戦に動員されている様子がうかがえる。ここで
同名中は、領内の安全を維持するために、他所との合戦に
際して同名中と在地の百姓までもが武器をもって結集し、
また近くの城に立て籠もることを同名中の下知に随ってい
る者の義務として規定しているのである。

同様の事例は、伊賀惣国一揆の掟の中にもみることがで
きる。たとえば第一条では、「従他国当国へ入るニおゐて
ハ、惣国一味同心ニ可被防」と、他国からの進攻に対して
惣国が一揆同心して防ぐことを命じ、また「里々鐘を鳴、

時刻を不写^(修)在陣可有候、然ハ兵根矢楯を被持、一途之間虎口不甘様三陣を可被張^(修)〔第二条〕と、何か事が起こった時は領国中に鐘を鳴らし、即座に兵糧・矢・楯をもつて領国への進入口を固めるように定め、それは「上ハ五十、下ハ拾七をかきり在陣あるへく候、永陣^(修)おゐてハ番勢^(修)〔第三条〕と、領内の一七歳から五〇歳までの人を動員し、それが長引くと番を組んで行うとしているのである。こうした条文の共通性から、両者とも危機的状況下において領内百姓を動員する方法が存在していたといえる。

それではなぜ、領内の危機的状況において、同名中組織は同名中構成員のみならず領内の百姓等に対しても、領外との関係を切断させ「一味同心」による領内への結集を求めることができたのだろうか。つまり、危機的状況下で同名中組織が領内に居住するすべての者に対し、日常的に形成されていた人的関係や合力関係を切らせ動員をさせた、その正当性の根拠が問題となろう。それを、掟の後段部分に書かれた条文の中から探してみたい。

前段部分では、他領との合戦という最も危機的な状況での項目であったが、七条目以降は基本的に具体的な戦乱が想定されていない状況での同名中と村落との関係を示す項目であるといえる。たとえば、八条目の「於地下中公事出来之時」と、領内地下中において訴訟問題が起こったとき

は、同名の者が地下から内々に協力を要請されたとしても連判してはならないと定めていたり、また一条目では下の訴えを同名中構成員が個人として取り次いだり、代わりに訴訟を起こしたりしてはならないと定めている。つまり、地下からの訴訟を同名中として公平に調停するために、同名中構成員である土豪層が私的に関与するのではなく、領内百姓等が同名中惣に直接訴訟するように規定しているのである。

そして、その相論・訴訟の内容についてであるが、たとえば第一二条では荒地地であれば百姓が草を刈ったり牛馬を放して草を食べさせることを保証している。当時の百姓は、耕作に必要な肥料となる草を刈ったり、また耕作に欠かせない牛馬に草を与えたりする時に、他人の用益場を侵害したり、また他人の作毛を荒らしたりする場合があります、そうしたことが百姓間および村落間の相論に発展することが多かった。そのため、同名中はそうした百姓の用益を維持するために「荒地」を万人に解放することで、こうした相論の解決を図ったものと考えられる。また、第一五条では領内の同名中および寺庵・百姓に至るまで、他人の家を盗んだり焼き払ったりしてはならないとし、第一六条では偏執遺恨をもつて勝手に他人の在所に札を立ててはならないと定めている。さらに、第二三条では、他所で問題を起

こした者¹¹「公事持」が地下へ入ってきた際には、同名中として出合つて対処することを約束している。ここに記されている事態は、領内の百姓個々が抱える問題が実力行使によつて解決される当該期の在地社会において、日常的に起こりうる相論であつたわけであるが、それに対し同名中はこうした村落の動向を規制して、解決策を提示することで領内の在地社会の安全を維持していたことがわかる。

このように、「与掟」後段部分には領内の相論・訴訟を公正に調停すると保証した条文や、領内の治安維持、そして他所に対する領内の保護を約した条文が多く載せられている。これはもちろん、領内の同名中に随っている者のみを受けられる保証・保護であり、「雖為同名、地下仁ありなから一揆之無判形仁躰者、弓矢之時合力間敷」(第三〇条)という、同名であつてもこの一揆に賛同していない者は、弓矢の合戦をとまなう相論があつても、同名中、あるいは地下一揆衆として合力はしないとされているのである。これらのことから、平時において同名中は村落間相論の調停をはじめとした領内の紛争解決や治安維持を行い、領内村落の利害を保証する組織として機能していたと考えられよう。

後段に記された、村落の再生産に至るまでの保護・保証という、同名中と在地村落との本質的な関係を示す条項と

対比される形で、前段に示された危機的状况下における領内の動員・義務の条項が書かれていることから考えれば、同名中による動員は同名中と在地との平時におけるあり方が可能にした領内に居住する者への義務・負担であつたと考えることができる。すなわち、同名中が領内村落の利害を体現し、在地における諸矛盾を解決する役割¹²裁判機能を果たすことによつて、村落の「公」と同名中の「公」とを一体化させた、同名中領内の「公」として確立したために、領内の危機に際して地域防衛という形で動員が可能となつたのであり、「敵方江身寄¹³出間敷候、并裏篇内通比興之儀仕間敷候」(第二条と、領内の者に敵方への内通を固く禁じることができたと捉えられるのである。したがつて、このような同名中組織による紛争裁定・治安維持機能が、領内百姓の動員をしうる正当性であつたといふことができよう。

また、同名中ならびに領内百姓にも関係するこれらの条項は、同名中のみならず領内に存在するすべての一揆賛同者が領内「平和」のために守るべき規範・掟として認識すべきものであつたため、はじめに「同名与掟」と書き出されながらも、同名中構成員のみではなく領内に存在する百姓までを含む「一揆之掟」「一揆与掟」であると、最後のところで置き換えられているのであろう。すなわち、この掟

は領内の法・掟であり、戦国大名の分国法と同じ性格のものであったといえる。しかし、だからといってこうした条項にみられる同名中と在地との関係は、この掟が作られてはじめて成立したものではなく、それまで同名中が在地の問題を調停する中で徐々に生み出されてきていたものであり、それが危機的状況下において成文化されたに過ぎない。つまり、こうした個々の条文は以前から「多分二付」き定められてきたものであったのである(第三二条)。そのようにして徐々に作られてきた同名中と在地との関係は、同名中を領内における「公」として位置づけ、危機的状況下において同名中が地域防衛を目的とした動員を主張しうる正当性を生み出したといえる。

おわりに

これまでの研究において、同名中とは土豪層が自己の加地子収取を維持するため、あるいは在地領主が領域的支配を維持するために生み出された連合体制であったと捉えられてきた。そして同名中は、相論を調停する在地法秩序として機能し、村落・百姓同士の相論へも介入していく中で、村落に対する優位性や強固な村落支配を確立したと位置づけられている。こうした捉え方は、土豪と村落の間に主要

な対立を設定したことにより生まれてくる視点である。しかし、中世後期の社会においては、階級間における上下の対立と同時に村落同士の横の対立関係が深刻であり、惣村が成立し村請が実現されていた当時においては、土豪は村落間相論を解決できなければ、そこからの収取も不可能であった。このような当時の社会状況が、村落間相論を土豪同士の相論に発展させた要因であり、またそうした状況にこそ同名中組織が生み出されてくる根本的な要因があったといえよう。

また、これまで同名中および惣国一揆による百姓の軍事動員に関しては、日常的には対立関係にある領主の一揆と地下の一揆が、危機的状況下において地域防衛という共通目的のもとに一時的な連合を形成することで、領主の一揆が村内の領主に被官化していた「侍」衆を通じて、村の武力を動員しえたといえらる。しかし、本稿でみたように、同名中が単に在地と対立するばかりではなく、領内村落の再生産・治安維持を村落に対する役割とし、それにより領内における「公」として存在していたと考えるならば、同名中組織の役割・機能や「公」としての側面が領内百姓の武力動員を可能にした正当性であったと捉えた方が妥当なのではないだろうか。

こうした領内の百姓・村落の軍事動員の事例は、戦国大

名領国にも存在する。藤木久志氏は、戦国大名北条氏の事例から、領内の百姓の動員が領国の危機的状況に限られたものであり、しかも動員には百姓側の合意が必要とされていたことを指摘している。また、北条氏は領国内に目安箱を設置して領国内の様々な階層による訴訟を調停し、それにより領国内の唯一の「公」権力として存在していたと捉えられてきている。こうした北条氏にみられる、対外的危機的状況下での百姓の動員と、平時における村落間相論の調停という二側面は、これまでみてきた甲賀の同名中組織にみられた動向と同様であり、両者をくらべると、もちろん領域の規模は違うが、そこにおける両者の立場や役割・機能に類似性が認められるのである。このことから、突出した一つの「家」権力を中心とした領国と、一族の横の連合を中心とした領域という構造的相違はあるが、両者とも地域の「公」としての本質は同じであり、同名中も戦国大名と同様に地域権力の基礎単位であったといえる。

しかし、同名中の「公」権力としての性格には、戦国大名の「公」と異なる部分もある。それは、戦国大名領国には他国の者は存在せず、戦国大名は領国における唯一の「公」権力として存在していたのに対し、同名中領内には「当所之内ニ在之他所之被官等」や「雖為同名、地下仁ありながら一揆之無判形仁躰」という、他所の被官あるいは

同名でも同名中惣に結集していない者が存在していた。つまり、同名中は戦国大名のように領内の唯一の「公」として領内全域を覆っていたわけではないのである。そこに、地域権力としての同名中の過渡的性格がうかがえるのである。仮に紛争解決機関としての第一段階が村落あるいは村々連合であったとすると、その次の段階が同名中組織であったと捉えられ、さらにそれが一定領域内で完結したものが戦国大名権力であったと考えられよう。

そうすると、紛争裁定機関としての同名中組織が郡中惣へと拡大していく要因が問題となってくる。これまでは、同名中組織では百姓支配に限界性があるため、一定領域を安定的に支配するためにも連合の拡大が要請され、その動きが郡中惣を成立させたと捉えられている。しかし、同名中組織の本質が、百姓・村落支配のみではなく領内の紛争調停にあったと考えるならば、同名中が郡中惣へ発展していく要因についても再検討をせまられることとなる。郡中惣への拡大の要因は、郡中惣としての行動やその課題を検討することで解明しようと考えますが、この問題については後日稿を改めて検討することにした。

(1) 峰岸純夫「戦国時代の『領』と領国——上野国新田領と後北条氏」同「中世の東国」東京大学出版会、一九八九年、初

出一九六九年)、松浦義則「戦国期毛利氏「家中」の成立」(広島史学研究會編「史学研究五十周年記念論叢 日本編」福武書店、一九八〇年)。

(2) 黒田基樹「戦国大名と外様国衆」(文献出版、一九九七年)・同「戦国大名領国の支配構造」(岩田書院、一九九七年)・同「戦国大名権力の成立過程に関する一考察」(扇谷上杉氏に

みる領域的分国の成立)「歴史学研究」七三四、二〇〇〇年。
(3) 久留島典子「領主の一揆と中世後期社会」(岩波講座日本通史9 中世3 岩波書店、一九九四年)。

(4) 藤木久志「村の越訴」(同「村と領主の戦国世界」(東京大学出版会、一九九七年)、稲葉継陽「用水相論と地域財政の展開」(同「戦国時代の荘園制と村落」校倉書房、一九九八年)・同「中世史における戦争と平和」村落フェーデの実態・達成・帰結」(「日本史研究」四四〇、一九九九年)・同「中・近世移行期の村落フェーデと平和」(中世日本における権利と暴力)「歴史学研究會編「紛争と訴訟の文化史」青木書店、二〇〇〇年)。

(5) 拙稿「戦国期地域権力の家中形成とその背景」(「ヒストリア」一七七、二〇〇一年)。

(6) こうした研究史は、峰岸純夫「(麥草期と一揆)」「一揆」五、東京大学出版会、一九八一年)にまとめられている。

(7) 池上裕子「戦国期の一揆」(同「戦国時代社会構造の研究」校倉書房、一九九九年、初出一九八一年)。

(8) なおその中でも、湯浅治久「惣国一揆」と「侍」身分論——在地領主・村落研究の接点を求めて(「歴史評論」五二三、一九九三年)は、中世後期の在地状況をふまえて惣国一揆を捉えようとしたものであるといえる。

(9) 主なもののみあげると、石田善人「惣的結合の諸類型」(「歴史教育」八一八、一九〇〇年)、村田修三「地域砦と地域権力」(「史林」五五一、一九七二年)・同「用水支配と小

領主連合」(奈良女子大学文学部研究年報)一六、一九七二年)・同「戦国時代の小領主——近江国甲賀郡山中氏について」(「日本史研究」一三四、一九七三年)、宮島敬一「戦国期における在地法秩序の考察——甲賀郡中惣を素材として」(「史学雑誌」八七一、一九七八年)、久留島典子「中世後期在地領主層の動向——甲賀郡山中氏について」(「歴史学研究」四九七、一九八一年)、石田晴男「両山中氏と甲賀郡中惣」(「史学雑誌」九五九、一九八六年)等がある。

以下、甲賀郡中惣についての研究は、これらの諸論による。
(10) 一九八〇年代前半までの村落研究が「領主による百姓支配」を主題として階層構造の追究に腐心していたのに対し、それ以後の村落論は村落を一つの社会集団と捉え、「領主による村落支配」という視点から当該期社会の実態、特に領主と村落との関係を各層の役割・機能の側面から追究しようとしたものである。こうした視点の転換は、すでに藤木前掲注(4)著書の「はしがき」において述べられている。

(11) なお、本稿では混乱を避けるため、こうした村落との関係を持ちつつ、村落に居住する彼らのような存在を総称して「土豪」と呼ぶことにする。
(12) 「山中文書」一八九(「水口町史」下巻)。なお、以下「山中文書」の引用は「水口町史」および東京大学史料編纂所架蔵写真帳に引用し、以後「山」と略記し「水口町史」の番号を付すことにする。

(13) なお、この「一家中」に関して、宮島氏は山中惣領家の「近親一族と被官だけ」の組織と捉えるのに対し、村田氏はこの文書に連署している一族すべてが「一家中」と捉え、ほぼ同名中と同意だとしている。筆者は、「一家中」は山中惣領の近親一族、それ以外の連署衆はそれより以前に分家した一族、あるいは山中惣領家と擬制的一族関係を持つものと考え、これら各家の連合が同名中であると捉えている。

- (14) 大永二年四月二七日山中同名中起請文(宇田八幡神社文書)東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。なお、この史料は、従来「柏木神社文書」とされ、起請文言に「三家中各々氏神」とあることから、山中・美濃部・伴の三氏が形成した柏木三方中惣の起請文とされていたものである。しかし、この「三家中」が柏木三方中惣を表すことが明確でない上に、史料編纂所が「宇田八幡神社文書」としていることや、宇田八幡神社の史料と柏木神社のものが混在してしまった可能性があるということ(水口町立歴史民俗資料館の学芸員米田実氏のお話による)、またここで連署者および宛名に名字が付されていないことなどから(同名間では名字が付されないことが先学により明らかにされている)、この史料は山中同名中の起請文であり、冒頭の「若宮御神事」は宇田八幡宮の神事と想定される。それを裏付けるものに、①連署者である「越前入道」の花押が起請文前書部分に書かれた惣の花押と同一であり、また永正一五年九月九日中堀秀範米充券(「山」二〇)の「中堀越前秀範」の花押とも一致することから「越前入道」は「中堀越前秀範」であることが判明し、さらにその「中堀」氏は「山」一九七から山中同名中と判断できること、②「山城守」の花押が天文二年七月二六日伴泉等連署異見状(牛飼共有文書)東京大学史料編纂所架蔵写真帳の「山山城」の花押と同一であり山中同名中と確認できること、があげられる(「山城守」については、すでに古宮雅明「近江国甲賀郡における在地権力の形成とその特質」『文化史学』三六、一九八〇年)によって指摘されている)。
- (15) 永禄三年三月二四日大原同名中与掟写(大原勝井文書)『中世法制史料集』五巻、七二二号)。なお同史料は、石田善人「甲賀武士団と甲賀忍術」(『萬川集海』一一、一九七五年)に写真とともに釈文が載せられている。なお、以下「与掟」と略す。

- (16) 弘治二年六月二〇日伊佐野衆惣起請文前書(弘治三年八月二八日今宿衆惣起請文前書・永禄六年六月二五日某惣異見状(いずれも「小佐治文書」東京大学史料編纂所架蔵写真帳)による。以下、「小佐治文書」は東京大学史料編纂所架蔵写真帳による)。
- (17) 前掲註(15)史料には、「他所」に対比されるように「領内」が使われており、その際には「惣庄之百姓等至堂僧迄」といった「領内」に居住するすべての者を指す言葉として用いられている。
- (18) 「山中文書」の中で、「年預」が出てくる史料は、いずれも山中氏の氏寺である玉田寺(現在の唯称寺)の土地売買や借米、徳政落居状等である。
- (19) 福長氏が山中同名であること、また「奉行所」が守護の奉行所であることは、すでに久留島前掲註(9)論文において指摘されている。
- (20) 酒井紀美「日本中世の在地社会」(吉川弘文館、一九九九年)、藤木久志「豊臣平和令と戦国社会」(東京大学出版会、一九八五年)、同「戦国の作法」(平凡社、一九八七年)、同前掲註(4)著書、稲葉前掲註(4)著書。
- (21) 米山氏が同名であることは、久留島前掲註(9)論文において指摘されている。
- (22) 弘治二年六月二〇日伊佐野衆惣起請文前書(「小佐治文書」)。
- (23) 天文一六年三月一四日伊佐野為長他六名連署条書(「小佐治文書」)。
- (24) 藤田達生「兵農分離と郷土制度——津藩無足人」(同『日本中・近世移行期の地域構造』校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九七年)。
- (25) 湯浅前掲註(8)論文。
- (26) 藤木久志「村の動員」(同前掲註(4)著書、初出一九九三年)。
- (27) 藤木・稲葉前掲註(4)論文。

(はせがわ やすこ)